

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十一年七月十五日

額面金額百円につき百円

年〇・八二パーセント

平成二十二年一月十五日を支払う。

ただし、算出しが銀行休業日に当たるとときは、支払期とし、次の算式により算出しが銀行休業日に当たるとときは、支払額とし、次に記載する。

発行日  
価格

最低額面金  
発行額  
振替単位

用 振 の 法 発 号  
等 替 条 律 行 称  
及 法 項 及  
の び 根 及  
適 そ 捲 記

○財務省告示第二百五十四号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十一年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年七月二十八日

財務大臣 謝野馨

十七

十  
六  
五  
四  
三  
二十一  
一の中  
特途  
例換  
金の中  
取  
扱  
い  
払  
途  
込  
換  
所  
払  
込  
場  
期  
日  
償  
還  
金  
額  
限後  
第  
の  
利  
子  
第  
二  
期  
以

条法みのと受す) (向前提×ひ瀬す次う三中日平額平利てを毎定、  
 の律、居き益る第昭け号 $\frac{1}{100} \times \frac{80}{100}$ 金面のこ年途本成面成子、支年七  
 第十地住に者特二和国に×額金。算と七換銀二金二支をそ払月  
 九十六方すはを別十二債よ $\frac{1}{4}$ ー額式と月金行十額十支の期月  
 第十自るそ含障一十をる並十にし十のの一百六払日と十五  
 一七治市のむ害条五有取十 $\frac{1}{4}$ 買本年円年う以し、日  
 項号法町相。者の年す扱 $\frac{1}{4}$ りそ日取店七に七。前、日  
 の) (村続) 扶四法るい補利算の以り又月つ月六各及  
 指第昭(人が養第律者)の出買後はは十き十月支び  
 定二和特が、信一第一ほ $\frac{1}{4}$ し取に、支五百五間払一月  
 都百二別、死託項七相か $\frac{1}{4}$ た金お平店日円日には期に  
 市五十区又亡契に十続、 $\frac{1}{4}$ 金額い成属にお五  
 に十二をはし約規三税個 $\frac{1}{4}$ 額はて二すお五一  
 あ二年含そたの定号法人 $\frac{1}{4}$ と、行十るい日規下

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ 100 \end{array} \quad \begin{array}{r} 0.82 \\ \hline 2 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 0.82 \\ \hline 2 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 0.82 \\ \hline 2 \end{array}$$

つては、当該市又は当該市の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年七月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出したたるものとする。

(一) 金額とする。

ら 平成二十三年一月十五日か  
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{80}{100}$ ) × 3 + 経過利子に相当

(二) 平成11年1月1日から平成11年1月15日までの間に、(支拂額 + 経過利息に相当する金額) - (利息に相当する金額 ×  $\frac{80}{100}$ ) × 2 + 経過利息に相当する金額 )

(三) 平成二十二年一月十五日  
から平成二十二年七月十五日  
前までの間の場合

(四) 平成11年1月1日前の場合は、  
額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{8.0}{100} +$  経過利子に相当する金額

十八  
元利金支  
払場所